

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し、平成20年11月25日付け20千指令教教第7号により通知した個人情報の不訂正決定は妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 訂正請求

異議申立人は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、平成20年10月23日付けで実施機関に対し、自己に関する個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

本件訂正請求は、千葉市立〇〇中学校の教務主任であった〇〇〇〇教諭が平成■■年〇月〇日に自殺した事案（以下「本件事案」という。）に関し、関係者の処分及び今後の対応を検討するため、実施機関が平成19年1月16日に開催した対策本部処分検討部会における会議資料（以下「本件公文書」という。）のうち異議申立人である当時の〇〇〇〇の事情聴取（以下「事情聴取書」という。）に記録された自己に関する個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、内容等の大幅な書直し、とりあえず、「〇〇がやりたい事はやっていいと思う」という部分を「〇〇が、学校経営・教育の目標としてやりたい事があれば、やっていいと思う」に訂正を求めるものである。

なお、本件個人情報は、平成20年8月5日付け20千教教指令第6号により実施機関が行った個人情報の部分開示の決定に基づき、異議申立人が実施機関から開示を受けたものである。

2 不訂正決定

実施機関は、次のとおり本件訂正請求に理由がないとして、条例第31

条第2項の規定に基づき、本件訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定（以下「本件不訂正決定」という。）を行い、平成20年11月25日付け20千指令教第7号により異議申立人に通知した。

- (1) 事情聴取書は、本件事案に際し、関係者の処分の検討を目的として実施した、異議申立人である当時の〇〇〇〇に対する被処分予定者としてのヒアリング結果を取りまとめて作成されたものである。

条例第28条第1項に規定する事実は、氏名、生年月日等、誰もがその正誤を客観的に判断できる事項でなければならぬところ、本件個人情報は、被処分予定者の発言を基とし、ヒアリング時点における同人の認識や記憶に依拠したものであるから、訂正請求の対象となる事実には該当しない。

- (2) 事情聴取書は、異議申立人である当時の〇〇〇〇の発言内容をそのヒアリングの記録を担当した職員が文脈や趣旨を変えない程度で要約等し、さらにそれを本件公文書の作成過程において、担当した職員が取りまとめて編集したものである。

当時の〇〇〇〇の発言内容と事情聴取書とは、担当職員の判断等に依拠した一定の表記の差異があると考えられることから、本件個人情報は、条例第28条第1項に規定する訂正請求の対象となる事実には該当しない。

- (3) 条例第30条の規定により個人情報の訂正は、訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行うこととされている。

本件個人情報が仮に訂正請求の対象となる事実該当するとしても、本件事案に関し、既に異議申立人である当時の〇〇〇〇を含む被処分予定者に対する処分が行われ、本件公文書の作成目的は既に達成されており、また、本件個人情報に係る事実関係を現時点で調査したとしても、被処分予定者の当時の認識や記憶に依拠した発言の正誤を明らかにする手段もなく、さらに、たとえ事実関係が明らかになったとしても、本件公文書の利用目的を阻害し、又は変更をきたすような影響を及ぼすものでないことは明らかである。

よって、本件個人情報の訂正は、訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要なことは明らかである。

3 異議申立て

異議申立人は、本件不訂正決定を不服として、平成21年1月15日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定による異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、異議申立てについて平成21年6月11日付け21千教教第519号により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書並びに口頭による意見陳述における異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件個人情報について、内容等の大幅な書直し、とりあえず、「〇〇がやりたい事はやっていいと思う」という部分を「〇〇が、学校経営・教育の目標としてやりたい事があれば、やっていいと思う」に訂正を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 事情聴取書は、実施機関が関係職員の処分を検討する重要な会議の資料であるにもかかわらず、事情聴取し、まとめた内容について、全く発言者である異議申立人に確認を取っていない。警察の調書などは、最後に読み上げて、署名捺印させ、この内容で良いかなどの確認を必ず取るはずである。利害関係が対立している場合はなおさらであり、検証が必要である。

(2) 実施機関は、事情聴取書は発言内容の趣旨を変えない程度の要約であるとするが、発言内容から処分に都合のよい、欲しい部分だけを取り出したもので、発言内容の趣旨を変えない程度の要約になっておらず、逆に全体的な発言内容の趣旨とは明らかに違う内容になっている。

そもそも処分を検討する目的で実施されたヒアリングにもかかわらず、最初に処分ありきの方向でまとめられている。

訂正を求める部分の記述が、被処分予定者の〇〇の行動を容認する発言と見られる書き方となっている。実施機関の責任逃れのためのいろいろとバイアスのかかった虚偽の内容となっている。

(3) 実施機関は、処分が終了しており、本件公文書の作成目的は既に達成されたとするが、間違った事情聴取書による処分の検討では、本件公文書の作成目的及び利用目的は達成されない。

また、実施機関は、被処分予定者の当時の発言の正誤を明らかにする

手段もないとするが、ヒアリングをすべて録音したコンパクトディスクが存在する。

実施機関の間違った事実に基づく判断は、正されなければならない。

(4) 正しい事情聴取書の提供があれば、訓告書の「職員が〇〇から叱責を受けた後においても、個別の相談にのるなどにとどめていた程度であった」等といった記述が、明らかに都合の良い、意図的な文書であることは明白である。例えば異議申立人が提出した「〇〇中学校における職場の安全配慮に関する実態調査・回答」の平成■■年■■月■■日及び■■日の記述内容からも「個別の相談にのるなどにとどめていた程度」でないことは判断できるはずである。

(5) 処分は既に終了しており、処分自体に不服を言うつもりはない。

せめて正しい事情聴取書を作成してほしい。審査会にヒアリングを録音したコンパクトディスクを提出して聴いてもらった上で判断を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

異議申立てに対し、実施機関は、次のとおり本件不訂正決定の理由を補足するとともに、異議申立人の主張に反論する。

- 1 実施機関の被処分予定者の当時の発言の正誤を明らかにする手段がないとの主張に対し、異議申立人は、ヒアリングをすべて録音したコンパクトディスクがある旨主張するが、たとえ正誤を明らかにする手段が存在したとしても、それをもって訂正請求の対象となる事実とすることはできない。
- 2 異議申立人が訂正を求める部分は、事情聴取書の「職場の安全配慮義務について」と題された項目中に記載されており、本件事案に係る事実関係が主として学校現場において発生していることを勘案すれば、当該部分が「学校経営・教育」に関する記述であることは明らかである。

よって、異議申立人の訂正請求による加筆の有無による差異は、ヒアリング記録の取りまとめ、本件公文書を作成する過程における要約の枠を出るものではなく、この記述は異議申立人が主張するように、処分に都合のよい欲しい部分だけを取り出したものであるとは言えず、訂正請求の対象となる事実には該当しない。

- 3 本件公文書は、平成■■年■■月■■日に行われた関係者の処分を検討する会議の資料として作成されたものであり、会議後、異議申立人に対しては、同年■■月■■日の同会議を経て、所属職員を監督する立場にある〇〇として、学校の円滑な運営を図る上で、十分な役割を果たしていたとは言え

ないとして、同日付けで文書による訓告がなされている。

よって、仮に異議申立人が訂正を求める部分が訂正請求の対象となる事実該当するとしても、既に当時の被処分予定者に対する処分は終了しており、本件公文書の利用目的は達成されており、訂正の利益は存在しない。

また、異議申立人が訂正を求める部分は、〇〇の職務遂行等についての記述（発言）ではなく、被処分予定者である〇〇の学校経営についての一般的見解を述べたものと解され、その訂正の可否が任命権者の処分の判断に影響を与えるとは考えられない。異議申立人は、訂正を求める部分の記述が〇〇の行動を容認する発言ととらえられかねないと主張するが、今回の訓告処分は、異議申立人が〇〇の行動を容認していたからではなく、教頭として職責を十分果たしていなかったことが理由である。

仮に訂正に応じることにより異議申立人に対する処分が変更される可能性があるとしても、訓告は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく処分には当たらず、職務遂行に当たっての任命権者の指導、注意等を文書化した程度のものに過ぎず、処分を受けた者が、身分上又は経済的な不利益を被るものではないため、処分の変更が異議申立人に何らの利益をもたらすものではないことが明らかである。

よって、仮に異議申立人が訂正を求める部分が、訂正請求の対象となる事実該当するとしても、本件訂正請求は、条例第30条に定める訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要であるとはいえない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件個人情報並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

本件公文書は、本件事案に関し、関係者の処分及び今後の対応を検討するため、実施機関が平成■■年■月■日に開催した対策本部処分検討部会における会議資料として作成されたものであり、本件個人情報が記録された事情聴取書は、本件公文書の一部である。

事情聴取書は、異議申立人である当時の〇〇〇〇に対し、被処分予定者としてヒアリングを行い、その記録を担当した職員がその発言内容を要約し、さらにその発言内容を要約したものを、本件公文書の作成過程において、担当した職員が取りまとめて編集したものであると認められる。

よって、事情聴取書は、担当した職員がその理解に基づき、異議申立人の発言内容を要約し取りまとめて作成されたものであり、本件個人情報は、事

実としてなされた異議申立人の発言を基に、それに実施機関の評価・判断が加えられて記録されたものであるといえる。

したがって、条例第30条の規定によれば個人情報の訂正は事実誤りがあると判明した場合に行うこととされているところ、本件個人情報については、その記録の過程を勘案すれば、事実と実施機関の評価・判断とが明確に区別できない状態で一体となっており、事実としての誤りを明らかにすることは困難なものであることから、この点において本件訂正請求には理由がないと認められる。

その余の判断をするまでもなく、本件不訂正決定は妥当である。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|-----------------------|
| 平成21年 6月11日 | 諮問書を受理 |
| 平成21年 7月29日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| 平成21年 8月31日 | 異議申立人から意見書を受理 |
| 平成21年10月14日 | 審議（第73回審査会） |
| 平成21年11月18日 | 審議（第74回審査会） |
| 平成22年 1月13日 | 異議申立人から意見を聴取（第75回審査会） |
| 平成22年 2月16日 | 審議（第76回審査会） |
| 平成22年 3月23日 | 審議（第77回審査会） |